



お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！

まん延防止等重点措置の延長による 営業時間の短縮要請について

岐阜県のまん延防止措置が延長されたことに伴い飲食店等の営業時間短縮等の要請期間が以下のとおり延長されました。

【要請内容】

- (1)営業時間を5時～20時に短縮
- (2)終日、酒類の提供を行わないこと(持ち込み含む)
- (3)カラオケ設備の利用自粛

【要請期間(延長)】

6月1日0時～6月20日24時

【協力金の対象】

5月31日までの協力金対象者と同様

【協力金】

中小企業:3～10万円(1日あたりの平均売上に応じた単価)
大企業:1日あたり売上高の減少額×0.4(上限20万円)

【申請受付期間】

未定。今後岐阜県HPにて公開。

詳細は以下の岐阜県HPをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/150110.html>

対象要件・申請期限等の詳細は以下の「県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第5弾)専用相談窓口」までお問い合わせください

058-272-8192 (9:00～17:00)

岐阜県内宿泊事業者支援金の申請が開始されました！

岐阜県では新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けながらも感染防止対策に取り組み営業を継続する意思のある宿事業者を対象に支援金を支給します。

【対象】

「旅館・ホテル営業」「簡易宿泊所」の岐阜県知事又は岐阜市長の許可を得て、宿泊施設の営業を行う事業者

【支援金】施設の定員数に応じて支給

50人以下 40万円
51～200人 120万円
201人以上 200万円

複数施設有している場合は県内
施設の定員数を合算して申請

【申請受付】5月27日～6月28日

【申請方法】以下の岐阜県HPより申請書類をダウンロードし郵送
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/152676.html>

日本政策金融公庫への事業資金のお申込みは 「インターネット申込」が便利です！

日本政策金融公庫(国民生活事業)への事業資金の申込がインターネットできるようになりました。詳細は以下の日本政策金融公庫HPをご覧ください。
<https://www.jfc.go.jp/>

飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金

岐阜県では、飲食店での新型コロナウイルス感染症の飛沫感染防止のため、アクリル板等の設置を支援します。

○補助対象事業者

岐阜県内で飲食店を営む者

○補助対象事業の概要

◆補助対象事業

飲食店内における飛沫感染防止対策のため設置するアクリル板等遮蔽物の購入

◆補助対象経費

アクリル板等遮蔽物の購入に要する費用

○補助対象期間

4月1日以降に購入し、かつ、7月30日までに納品及び支払いが完了している必要があります。

○補助率及び補助限度額

補助対象経費の10/10 上限5万円

○受付期間:5月31日(月)～7月30日(金)

(当日消印有効)

詳細と申請書類につきましては岐阜県HPをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/150178.html>

県独自の一時支援金について

県独自の一時支援金の受付が開始されました。

(1)「酒類の停止」「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金

【対象】岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象とならない事業者

【支給額】10万円 【受付期間】6月1日～6月30日

(2)酒納入事業者への支援金

【対象】岐阜県内の酒類納入事業者で県内の飲食店等に定期的に酒類を納入していること。

【支給額】10万円 【受付期間】未定

(3)タクシー事業者及び自動車運転代行業者への支援金

【対象】県内に本社又は営業所を有するタクシー事業者及び自動車運転代行業者

【支給額】10万円 【受付期間】5月28日～6月30日

上記(1)～(3)の支援金の詳細と申請書類は岐阜県HPよりダウンロードしてください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/152667.html>

経営指導員直通の携帯電話の導入について

経営指導員への直通の携帯電話を導入いたしましたの経営相談のある方はご連絡ください。

西田:070-4075-9722 大野:070-4330-7114